

令和8年度韓国便アウトバウンド促進キャンペーン実施業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度韓国便アウトバウンド促進キャンペーン実施業務

2 事業の目的

OTAとタイアップしたキャンペーンを実施し、徳島阿波おどり空港における韓国便の安定利用を図る。同空港から韓国への送客（アウトバウンド）を促進し、海外旅行需要の喚起や国際線を利用した相互交流の拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 ターゲット

- ① 20歳から25歳までの女性（大学生から社会人3年目程度までの女性など）
- ② 30代後半～50代前半の女性（小学校の子どもを持つ保護者やママ友世代など）

5 委託業務内容

（1）インフルエンサーを活用した情報発信の企画・運営

「4 ターゲット」が情報収集に利用するSNSにおいて影響力を有するインフルエンサーを選定し、観光コンテンツを発信することで、徳島県から韓国へのアウトバウンドを推進するための企画・運営を行うこと。なお、本仕様書中のインフルエンサーには、フォロワー数が1,000人以上のナノインフルエンサーを含むものとする。また、企画・運営に当たっては次の点に留意すること。

ア インフルエンサーの選定

ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサーを40名以上選定すること。選定に当たっては、次の内容を満たすインフルエンサーであることに留意すること。なお、選定を確実に履行できる具体的な手法や基準が提案書等において担保されている場合は、選定の一部あるいは全部を契約締結後に実施しても差し支えない。

（内容）

- ① 原則、徳島県在住のインフルエンサーとすること。
- ② 徳島阿波おどり空港発着の韓国便に往復で搭乗すること。
- ③ 令和8年9月～11月中に渡韓し、帰国後2週間以内に画像やリール動画で2回以上発信すること。ただし、発信媒体はInstagramあるいはTikTokの一方あるいは両方とすること。
- ④ 発信は徳島県のアウトバウンドアカウントとの共同投稿あるいは撮影動画等を徳島県に納品

Instagram: https://www.instagram.com/tokushima_take_flight_official/

TikTok : https://www.tiktok.com/@tokushima_take_flight?_r=1&t=ZS-97d0EZUg5x7

- ⑤ 発信コンテンツ内には、徳島県が指定する OTA の関連ページや徳島発の韓国旅行商品への遷移 URL を掲載するなど、閲覧者を直接予約や購買へ繋げるための効果的な導線を設計すること。

イ インフルエンサーの招聘・発信

選定したインフルエンサーを招聘し、徳島発着の韓国便を利用した韓国旅の内容の発信を行うこと。なお、次の内容に注意すること。

(内容)

- ① インフルエンサーの招聘時期が1つの月に偏らないように注意すること。
- ② 主に県内在住者を対象に(2)のキャンペーンを認知させるため、インフルエンサーの発信コンテンツの一部あるいは全部に対し、委託金額の範囲内で SNS 広告をかけること。ただし、インフルエンサーの発信コンテンツではなく、受託者が独自に作成したコンテンツに SNS 広告をかけることで代替することも可とする。
- ③ 受託者は招聘に係る一切の経費について負担するとともに、発信内容や発信に必要な許諾等の全般について管理監督を行うこと。

(2) アウトバウンド促進キャンペーンの企画・実施運営

キャンペーンの企画提案にあたっては、徳島県からのアウトバウンドを最大限促進できる OTA (Trip.com や、Expedia、エアトリなど) との強固な連携体制を構築し、当該 OTA のシステム及びプラットフォームを活用した企画・実施運営を行うこと。なお、企画提案にあたっては次の点に留意し、以下のア及びイの業務を必ず実施すること。ただし、連携する OTA は徳島県と協議の上、最終決定する。

ア ランディングページの制作：徳島県民をはじめとする徳島阿波おどり空港から韓国への渡航を検討している方に向けて、ソウル市内のホテルや韓国便を利用したモデルコース等を発信する特設ランディングページ(特集ページ)を制作すること。

イ クーポンの実施：徳島阿波おどり空港に就航する韓国便を利用する旅行者を対象とした航空券や旅行商品等の割引クーポンを発行すること(詳細な条件は下記(3)に定めるものとする)。

(3) クーポンの発行及び割引の実施

(2)と連動し、受託者が連携する OTA サイト上で販売される、徳島阿波おどり空港に就航する韓国便の航空券や、同便を利用する旅行商品等に対するクーポンの発行及び割引を実施する。なお、韓国の宿泊施設等の韓国のみで消費が完結する商品是对象外とする。加えて、次の点にも留意すること。

ア クーポン原資額は、5,000千円を上限として設定する。

イ クーポンの発行形態、割引率、最低利用金額、利用回数、予約期間・旅行期間などの詳細については、送客効果が最大化するように設計し、提案書に明記すること。なお、出発地を「徳島阿波おどり空港」に限定するほか、クーポンの種類によって利用可能者を居住地(徳島県内等)で限定することは差し支えな

い。

ウ クーポンの利用実績（利用枚数、割引額合計、利用者数、予約/旅行期間、利用者の属性、消費額など）を詳細に把握し、徳島県に定期的に報告すること。なお、報告の項目については徳島県と協議の上決定すること。

エ 割引クーポンの利用実績に基づく割引額を、業務完了後に実績に応じて精算するものとする。

オ キャンペーン期間は令和8年9月上旬から令和9年1月31日まで（予定）とすること。

（4）事業の成果把握

上記（1）～（3）で実施する施策に対する成果指標（KPI）を設定すること。

なお、「発信内容の閲覧数（インプレッション数）」及び「指定 URL の総クリック数」は必須の KPI として設定すること。

6 進捗報告

（1）業務についての進捗報告は随時行うこと。

（2）業務実施後に実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。

（3）報告内容について、徳島県が不足と判断した場合には、修正を指示することがある。

（4）修正後の報告についても契約期間内に終わらせるようにすること。

7 報告書の作成

（1）実績報告書を作成し提出すること。実績報告書には、実施した事業の内容と成果、「5（4）事業の成果把握」で設定した KPI に関する分析結果を含めること。

（2）上記の分析結果を踏まえ、アウトバウンド施策に関して翌年度以降に徳島県が行うべきプロモーションについての提言を行うこと。

【提出先】

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課誘客連携担当

電話 088-621-2290

E-mail kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

【提出期限】

令和9年2月26日（金）

【提出部数】

実績報告書（A4版カラー冊子）1部、電子媒体（データ可）一式

8 業務実施にあたっての留意事項

（1）委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の

円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。

- (2) 本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- (3) この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利含む）については、原則として徳島県に帰属させるものとする。ただし、5（1）アに基づきインフルエンサーが制作する発信コンテンツ（画像・動画等）の著作権は制作者に帰属するものとし、受託者は、徳島県が当該コンテンツを無償かつ期限の定めなく二次利用（徳島県の広報媒体や広告等での使用）できる許諾を得るものとする。
- (4) 本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、徳島県からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- (5) 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（業務者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。